

令和6年度報酬改定に係るQ&A（県作成）障害児支援関係

NO	該当サービス	項目	質問事項	回答
1	児童発達支援、放課後等デイサービス（非重心）	延長支援加算	通常支援時間の前に1時間、後に1時間の延長支援を計画に位置付けているが、利用者の都合等により通常支援時間の前の延長時間が50分に短縮された場合、算定できる加算区分はどちらか。	通常支援時間の前後合わせて1時間50分となるため、「延長支援時間1時間以上2時間未満の場合」に応じた区分を算定できる。
2	放課後等デイサービス（非重心）	延長支援加算	始業式の日など、平日に個別支援計画に定める支援の提供時間よりも長く受け入れることになる場合、基本報酬と延長支援加算の算定はどのようなか。	<p>①個別支援計画に定める支援の提供時間が3時間未満の場合 基本報酬は時間区分2以下を算定し、延長支援加算は算定できない。 なお、利用者や学校等の都合により支援に要する時間が長くなるのが想定される場合は、予め個別支援計画に具体的な内容を定め、必要な体制をとっている場合には、計画に定める支援の提供時間に応じた区分で算定可能であり、当該時間が3時間の場合は次の②と同様に扱う。</p> <p>②個別支援計画に定める支援の提供時間が3時間の場合 基本報酬は時間区分2を算定の上、3時間を超える時間については、延長支援時間等を個別支援計画に定めている場合は、延長支援時間に応じた延長支援加算の単位を算定できる。 なお、計画にない緊急的に生じた延長支援については、当該支援を必要とした理由等について記録を残すことにより延長支援加算を算定できるが、常態化する場合は速やかに個別支援計画の見直し・変更を行うこと。</p>
3	児童発達支援、放課後等デイサービス（非重心）	延長支援加算	運営規定に定める営業時間が6時間以上であることが必要だが、この営業時間には送迎のみに係る時間は含まれるか。	含まれない。
4	放課後等デイサービス（非重心）	個別サポート加算（I）	個別サポート加算（I）に関する届出書は、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者を配置せず、90単位のみ算定する場合であっても提出が必要か。	90単位のみ算定する場合は当該届出書の添付は不要だが、体制等状況一覧表で「あり」を選択の上、体制届、勤務形態一覧表、組織体制図とともに提出すること。
5	児童発達支援、放課後等デイサービス	児童指導員等加配加算	児童指導員等加配加算に関する届出書で、「基準人数A」と「従業者の総数B」に児童発達支援管理責任者を含めるか。	含めない。ただし、児童発達支援管理責任者が欠如している場合は本加算を算定できないため注意すること。
6	児童発達支援、放課後等デイサービス	児童指導員等加配加算、専門的支援体制加算	児童指導員等加配加算と専門的支援体制加算について、同じ加配人員でもって両加算とも算定することは可能か。	不可。
7	共通	個別支援計画等	基本報酬や加算の算定要件として、個別支援計画等の支援計画の作成が求められる場合において、体制届に個別支援計画等の写しを添付する必要があるか。	添付不要とする。